

# 一般社団法人日本健康教育学会 若手の会

## 規約

### 第1章 名称

#### 第1条 名称

本会の名称は、一般社団法人日本健康教育学会 若手の会と称し、英語名を Japanese Society of Health Education and Promotion-Young Members Division (略称 JSHEP-YD) とする。

### 第2章 目的および事業

#### 第2条 目的

本会の目的は、次の通りとする。

- 一 健康教育分野に携わる若手研究者・実践者の研究・実践活動を促進すること。
- 二 将来の健康教育分野の発展を担う若手研究者・実践者の資質向上を目指すこと。
- 三 若手研究者・実践者の日本健康教育学会への関わりを活発化すること。

#### 第3条 事業

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 健康教育に関する学習会、交流会等の開催。
- 二 日本健康教育学会年次学術大会の企画・運営への協力。
- 三 その他前条の目的達成に必要な事業の実施。

### 第3章 会員

#### 第4条 本会の会員の定義

- 一 本会の会員は、入会時に原則45歳未満であり、日本健康教育学会の学生会員または入会して5年以内の正会員でなければならない。
- 二 本会の在籍期間は、入会年の翌年の学術大会を1回目として5回目の学術大会終了月までとする。

#### 第5条 入会および退会手続き

- 一 本会の入会は本会総務担当へのメールによる申請をもって行う。なお、申請に利用されたメールアドレスは、在籍期間中の連絡等に利用する。
- 二 在籍期間中に本会の退会を希望する場合は、本会総務担当へのメールによる申請をもって、任意にいつでも退会することができる。
- 三 本会在籍期間中であっても、日本健康教育学会の退会と同時に、本会も退会することとする。

- 四 退会後の OBOG 名簿への登録は、本人の意思に基づき選択できるものとする。  
OBOG 名簿に登録した場合、若手の会から活動案内等の連絡を行うことがある。
- 五 在籍期間中に本会登録時に申請されたメールアドレスにメールが届かず、1 年間連絡が取れない場合は退会の手続きをとることとする。なお、本人より変更届が提出されればその限りではない。
- 六 当該年度の日本健康教育学会会費を未納の場合、若手の会からの退会手続きをとることとする。

#### 第 4 章 運営委員会

##### 第 6 条 運営委員会の構成

- 一 本会に次の委員を置く。ただし、すべての委員は本会の会員かつ日本健康教育学会の学生会員、または正会員でなければならない。委員の人数は適宜設定し、委員を重複してもよいこととする。

委員長

副委員長

総務

会計

広報

学術大会若手の会企画

学習会企画

交流会企画

- 二 運営委員会の決議により、新たな委員を設けることができる。
- 三 運営委員の任期は、若手の会会員の退会時までとする。任期途中で辞任を希望する場合は、運営委員会の決議をもって辞任できることとする。
- 四 委員長の任期は、原則として就任時から 2 年後に開催される同大会の終了時までとする。

##### 第 7 条 運営委員の役割

- 一 運営委員は本会の運営および事業の計画・実行を行う。
- 二 運営委員会で決定された事項は、運営委員会が必要と判断した場合、本会の会員に公開する。

##### 第 8 条 運営委員会議

- 一 運営委員会議では、本会の運営に関する事項について話し合い、決定する。

二 同会議は委員長の招集により，開催する。

## 第5章 会計

### 第9条 本会の会計

本会の会計は主として日本健康教育学会からの活動補助費をもって賄う。

### 第10条 事業報告および決算

本会の事業報告および決算は，年度毎に会計が作成し，運営委員会の決議を経て，日本健康教育学会に報告し，清算する。

### 第11条 事業年度

本会の事業年度は，毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

## 第6章 雑則

### 第12条 改廃

この規約の改廃は，日本健康教育学会の理事会の決議により行う。

### 第13条 委任

規程に定めるもののほか，この規程の施行に関し必要な事項は，構成する担当内で協議して定める。

### 附則

平成26年12月9日 制定

### 附則

平成27年11月7日 一部改正

令和3年11月22日 一部改正

令和8年5月25日 一部改正